

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

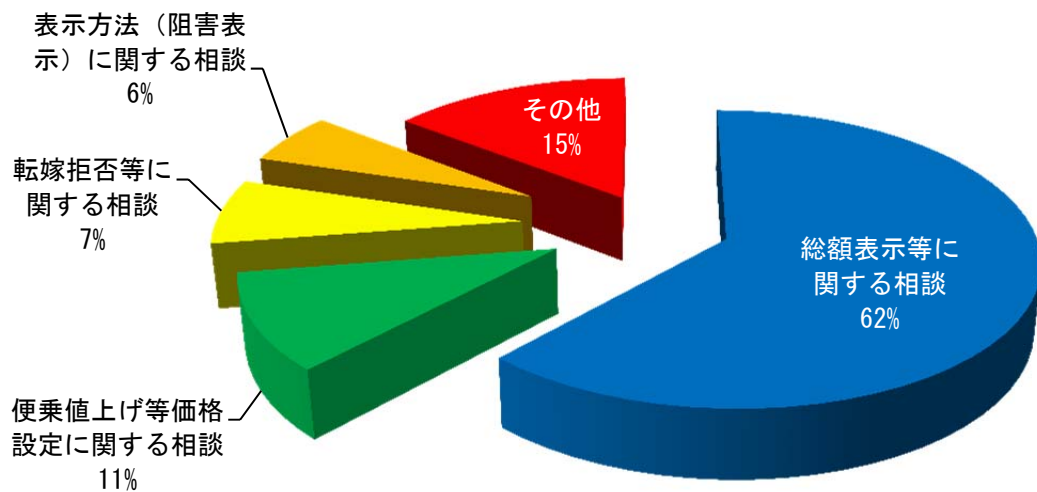
平成 25 年 12 月 11 日
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの11月(11/1~11/30)の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

11月の相談件数：電話801件、メール116件

【相談内容(全917件)の内訳(※)】



注) 構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても100とはならない。

2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 領収書や契約書は総額表示義務の対象となるのか。

A. 総額表示の義務付けは、「不特定かつ多数の者に対する(一般的には消費者との取引における)値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を表示する場合」を対象としているので、特定の者に対して作成する、又は取引成立後や決済段階で作成する見積書・契約書・請求書等については、総額表示義務の対象とはなりません。

○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. 施設の利用料金の値上げについて、光熱費を含めて値上げをしたいが、便乗値上げに当たるのか。

A. 税率の上昇に見合った幅以上の値上げをする場合は、消費者から便乗値上げでないかと捉えられないように、消費税率の引上げ以上の値上げとなることについての合理的な理由を、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は3件

Q. 1つ1つの商品に3%分の値段を転嫁して販売しなければならないのか。1円単位で転嫁して販売するのは手間がかかり難しい。

A. 例えば、端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し 10 円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、あるものについては据置きとする一方、あるものについては3%を超える値上げとなっても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行ってれば、便乗値上げには該当しません。

なお、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行っていることについて、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 受注生産を行っているが、消費税の駆け込み需要で通常の納期で対応できない場合に、納期遅れを理由に減額されるのではないかと懸念している。

A. 無理な納期指示による納期遅れを理由として対価を減額することは、合理的な理由があるものといえず、消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。

このため、実際にそのような行為を受けた際には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 3%値下げしめすと表示することは可能か。

A. 「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

○ その他

Q. 事業者団体が転嫁カルテル・表示カルテルを届け出た場合、その内容を全ての構成事業者が必ず遵守しなければならないのか。

A. 事業者団体は、構成事業者の中に転嫁カルテル・表示カルテルに参加する意思のない者がいる場合であっても、当該団体の定める手続に基づく意思決定を行うことにより転嫁カルテル・表示カルテルの届出を行うことは可能です。

ただし、転嫁カルテル・表示カルテルに参加するかどうかは個々の構成事業者の自主的判断に委ねられているため、事業者団体が届け出た場合であっても転嫁カルテル・表示カルテルに参加する意思のない構成事業者に対して参加を強制することはできません。

なお、事業者団体は、転嫁カルテル・表示カルテルに参加している構成事業者がこれを遵守しない場合に、共同行為の実効性を確保するのに必要な範囲内で制裁を課すなど、遵守を強制することが可能ですが、遵守を強制せずに転嫁カルテル・表示カルテルを行うことも可能であり、この場合には遵守しない構成事業者に対して事業者団体から制裁が課されることはありません。

Q. 市役所のような地方公共団体は特定事業者に該当するのか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法の特定事業者は、法人である事業者であれば該当する可能性がありますので、地方公共団体であっても、事業を行ってれば特定事業者に該当します。

お問い合わせ先
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室
電話：03-3539-2610